

令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和3年4月8日付老発0408第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応として介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的として、介護サービス事業者等に対し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要項において、「介護サービス事業所等」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。
- (2) 「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表の（1）（ア）の事業を除く。）及び居宅療養管理指導事業所とする。
- (3) 「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）とする。
- (4) 「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）とする。
- (5) 「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所並びに短期入所療養介護事業所とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 補助金の交付対象は別表の助成対象のとおりとし、対象となる経費は、介護サービス事業所等が「国実施要綱」に定める次の事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費のうち、事業所・施設ごとに、別表に定める基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）について交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が認める額とする。

ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項に規定する添付が必要な書類は次のとおりとする。

(1) 補助金交付申請総括表(第1号様式 別表1)

(2) 事業所・施設別申請額一覧(第1号様式 別表2)

(3) 事業実施計画書(事業所・施設別個票)(第1号様式 別表3)

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第5条 介護サービス事業所等を所管する法人等は、規則第3条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 介護サービス事業所等を所管する法人等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（変更交付申請）

第8条 事業の追加等により交付申請額に増額が生じる場合は、規則第7条第1項の規定に基づき、令和3年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。なお、交付申請額の範囲内で、事業目的に反しない経費の配分又は内容の変更を行う場合は、この限りでない。

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

（概算払）

第10条 知事はこの要項に定める補助金について、原則、概算払で交付する。

（検査及び報告等）

第11条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

2 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和5年3月31日の

いずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 補助金実績報告総括表(第6号様式 別表1)
- (2) 事業所・施設別実績額一覧(第6号様式 別表2)
- (3) 事業実績報告書(事業所・施設別個票)(第6号様式 別表3)
- (4) その他、知事が必要とする資料

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、交付確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 介護サービス事業所等を所管する法人等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入れ控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた介護サービス事業所等を所管する法人等は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年7月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要項は、令和4年3月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要項は、令和4年3月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状（※）を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること。
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯

を記載した理由書を作成し、申請書と併せて知事に提出すること。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度（ただし、別表の基準単価の範囲内）とする。

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

別表の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ②ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、申請書と併せて知事に提出すること。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。

ただし、令和4年3月22日から令和4年4月30日までの期間については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、⑥の要件を満たすものとする。

- ⑦ 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、補助額は別表の基準単価の範囲内とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他

本助成は、別表の助成対象の（ア）①から③に該当する事業所・施設等への対象経費とあわせての助成が可能である。